

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十二号）（子ども女性安全対策課）

一 趣旨

県民生活に不安や迷惑を覚えさせるようなつきまとい行為等に係る規制対象の拡大及び罰則の強化を実施する。

二 内容

(一) つきまとい行為等に次の行為を追加する。

ア 特定の者の住居等の付近をみだりにうろつくこと。

イ 特定の者の行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

ウ 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

エ いわゆるソーシャルネットワークワーキングサービスを利用したメッセージの連続送信及びブログ等に連続して書き込む行為をすること。

オ 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

カ 特定の者の名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
(二) 罰則を次のように引き上げる。

単純 一年以下の懲役又は百万円以下の罰金

常習 二年以下の懲役又は百万円以下の罰金

三 施行期日

この条例は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。